

該非判定書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	GigE VISION InGaAs近赤外線カメラ
型番	ARTCAM-992SWIR-TEC-10GigE
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(1 / 3)

貨物名: GigE VISION InGaAs近赤外線カメラ

メーカー名: 株式会社アトレイ

型及び銘柄: ARTCAM-992SWIR-TEC-10GigE

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2)光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	---

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	InGaAsセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
告示貨物	【○】	
※	[-]	
※	[-]	
※	[-]	
	【○】	
	【○】	
	【○】	
	【×】	数値 (1500~1600nm)
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	【×】	数値 (1500~1600nm)
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	【○】	数値 (1500~1600nm)
	[-]	
除外	《-》	
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[-]	
	【×】	数値 (1500~1600nm)
	【×】	※電荷増倍を行うように設計及び 改造していないため非該当 数値 ()
	【○】	数値 (5,242,880)
	[-]	数値 ()

[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の
経済産業省令で定める仕様のものは、
次のいずれかに該当するものとする。

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 宇宙用に設計した固体の光検出器

ロ イメージ増強管

ハ イメージ増強管又はその部分品

ニ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレイであつて、
次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次のいずれかに該当するもの

1 熱型でないフォーカルプレーンアレイであつて、
次のいずれかに該当するもの

一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル
以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、
次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの

ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、
最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの

二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメー
トル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、
次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの

ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、
最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの

三 要素素子を二次元に配列したものであつて、
それぞれの要素素子が
1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の
波長範囲で最大感度を有するもの

四 要素素子を一次元に配列したものであつて、
それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超
3,000ナノメートル以下の
波長範囲で最大感度を有するもののうち、
次のいずれかに該当するもの
(ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであつて、
要素素子の数が32以下のものを除く。)

イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が
3.8未満のもの

ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの

五 要素素子を一次元に配列したものであつて、
それぞれの要素素子が
3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の
波長範囲で最大感度を有するもの

六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の
波長範囲で最大感度を有するものであつて、
次のイ及びロに該当するもの

イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであつて、
760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が
10ミリアンペア毎ワットを超えるもの

ロ 要素素子の数が32を超えるもの

2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカル
プレーンアレイであつて、それぞれの要素素子がフィルタ
のない状態において、8,000ナノメートル以上
14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (1 / 1)


貨物名: GigE VISION InGaAs近赤外線カメラ
メーカー名: 株式会社アートレイ
型及び銘柄: ARTCAM-992SWIR-TEC-10GigE

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10 - (4) 電子式のカメラ又はその部分品 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	--

[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のもの、 次のいずれかに該当するものとする。	
ハ 電子式のカメラ又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの	
イ 次のいずれかに該当するもの	
(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであつて 次のいずれかに該当するもの	
1 水中用に設計していないもの	告示貨物
2 水中用に設計したもの	
(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだ ものであつて次のいずれかに該当するもの	
1 水中用に設計していないもの	告示貨物
2 水中用に設計したもの	
(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を 組み込んだもの	告示貨物
ロ 次のいずれかに該当するもの (イに該当するものを除く。)	除外
(一) 削除	
(二) 削除	
(三) 電子式のストリークカメラであつて、 時間分解能が50ナノ秒未満のもの	
(四) 電子式のフレーミングカメラであつて、撮影速度が1秒につき 1,000,000こまを超えるもの	
(五) 電子式のカメラであつて、次の1及び2に該当するもの	
1 シンチタマー速度が1マイクロ秒未満のもの	
2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの	
(六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ、 (三) から (五) までに該当するものに限る。 のために特に設計したプラグインユニット であつて、(三) から (五) までのいずれかに該当するものが有 する機能に到達させることができるもの	
(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、 4から6までのいずれかに該当するもの	
1 白黒撮影用のものであつて、固体撮像素子の有効画素数が 4,000,000を超えるもの	
2 3の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 それぞれの固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を 超えるもの	
3 1の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 当該固体撮像素子の有効画素数が12,000,000を超えるもの	
4 第九号イに該当するレンズを有するもの	
5 第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの	
6 カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報 に注記できる機能を有するもの	
(八) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であつて、 次の1から3までのすべてに該当するもの	
1 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するもの	
2 画素の線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、 8,192を越えるもの	
3 1方向に機械的に走査を行うもの	
(九) 第三号ハ (一) に該当するイメージ増強管を組み込んだもの	
(十) 第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	InGaAsセンサを搭載した USB通信タイプのカメラ
	[○]	
	[-]	
	[-]	
	[]	
	[]	
	[-]	
	[-]	
	[-]	
	[-]	
	[○]	
	《 》	
	[-]	
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[×]	
	[×]	数値 (27.0マイクロ秒)
	[×]	数値 (71.00こま)
	[-]	
	[×]	数値 (1500~1600nm)
	[○]	
	[-]	数値 (5,242,880)
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[-]	
	[×]	
	[-]	
	[]	数値 ()
	[]	数値 ()
	[]	
	[-]	
	[○]	
	判定結果	該 当

作成年月日 2026年2月14日
作成責任者 _____
会社名 株式会社アートレイ
所属・役職 技術部
(フリガナ)
氏名 小川 亮
電話 03 (3389)5488 (代表)



内 線

該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 10(4)]
② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条第八号ロ (十)]
]

* 告示貨物=貨物等省令第9条第八号イ (一) 1、(二) 1又は(三)